



# 小夏の日本イロハ感想記

江津市国際交流員 **夏 瑞紅**



## ～江津の冬は寒っ！～

初めて体験する江津の冬、強く感じることはただ一つ…寒っ！12月の中旬頃までは爽やかな天気が多く、「江津の冬って暖かだなあ」と心の中でこっそり喜んでいました。だけど、12月下旬になると天気が一変し、ただただ寒いと感じる日々が続きました。

厳しい寒さに対抗するために一番頼ったのはこたつです。こたつに入ると、暖かい空気に包まれ、快適な気分になります。その電気代も、エアコンに比べると、とてもかわいい数字です。ただ一つ残念なのは、これが室内土足厳禁という日本の生活習慣に合わせて作られたものであって、土足のまま家に入り、床に座る習慣がない中国ではちょっと使いにくいことです。そうでなければ、中国に帰る時はぜひ一台買って帰りたいぐらいです。

中国にこたつはありませんが、寒さ対策はしっかりしています。私の故郷の四川省眉山市は中国の西南部にある海風がなく、雪もあまり降らない町です。年中の温度と湿度は江津と非常に似ています。私が小さい頃、冬になると、みんなは竹で編んだ籠の中に火鉢

を入れ、その上に短い毛布をかけて手や足を暖めました。今では、この「ホン籠」（ホンは火偏に共）と呼ばれるものは殆ど電気ストーブや電気毛布に取って代わられました。

一方、中国の北部では、冬になると「暖気」（写真）や「カン」（火偏に亢）が不可欠です。「暖気」とはスチーム暖房のことです。北の都市部では基本的に各家にスチームパイプが設置されていて、冬の間は常に暖かいお湯が循環しています。「カン」とは農村部によく見られる、レンガなどで作られた防寒用のベッドです。このベッドはかまどと繋がっていて、かまどの廃熱がベッド下の空洞を通ることで、「カン」と部屋全体が暖まります。



こたつ、「ホン籠」、「暖気」、「カン」、いずれも人間が知恵を絞って作り出した寒さ対策です。寒い冬にその恵みを受けている私はとても幸せを感じています。



（特例免除制度）  
特例免除制度は、離職した年度及び翌年度に限り、利用することができず。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では離職者の所得を除

## 離職された人の手続きについて

### 年金だより

国民年金課医療年金係  
(内線 1116・1117)

昭和 26 年 3 月 2 日  
～昭和 26 年 4 月 1 日  
生まれの人は保険料をかけ終わりました。

昭和 21 年 3 月 2 日  
～昭和 21 年 4 月 1 日  
生まれの人で国民年金第1号被保険者期間だけの人には誕生日がきたら老齢基礎年金を請求してください。

すでに厚生年金、共済年金等を受けている人は日本年金機構からお知らせが送付されますので、そちらで請求してください。

60歳未満で、厚生年金に加入していた人が離職されると、市役所または年金事務所などで国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めることとなります。また本人同様、扶養されていた配偶者も加入の手続きが必要ですのでご注意ください。しかし、離職により保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

外して審査を行います。（ただし、離職者以外に基準以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。）また、この特例免除制度については、配偶者・世帯主が離職された場合にも対象となります。

国民年金の加入・特例免除を申請される場合は、年金手帳・離職票や雇用保険受給資格者証等の公的機関の証明書の写し・印鑑をご持参ください。

問 浜田年金事務所  
TEL 0855(22)0670

